

## 川崎市立看護短期大学後援会会則

(目的・設置)

第1条 川崎市立看護短期大学（以下「短期大学」という。）の教育・研究事業その他の後援を行うため、川崎市立看護短期大学後援会（以下「後援会」という。）を設置する。

(事務局)

第2条 後援会事務局を短期大学内に置く。

(事業)

第3条 後援会は、次の事業を行う。

- (1) 短期大学における教育に対する援助
- (2) 学生の福利厚生に対する援助
- (3) 学生の自治会活動に対する援助
- (4) その他後援会で必要と認めた事業

(会員)

第4条 後援会は次の会員をもって組織する。

- (1) 在学生の保護者又は保証人
- (2) 後援会の目的に賛同する者

(役員)

第5条 後援会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(顧問)

第6条 後援会に顧問若干名を置く。

(任期)

第7条 役員は任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前任者の退任のため選任された役員は、前任者の残任期間とする。

(役員を選出)

第8条 会長及び副会長は、理事の互選とする。

2 理事及び監事は、総会で会員の中から選出する。

(職務)

第9条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は、会務を総理し、会務を執行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、理事会で議事を審議決定する。

(4) 監事は、会計事務を監査する。

(書 記)

第10条 後援会の事務を処理するため、書記若干名を置く。

2 書記は短期大学職員の中から会長が委嘱する。

(総 会)

第11条 後援会に総会を置く。

2 総会は、会長が召集する。

3 定例総会は毎年度の初めに、臨時総会は必要に応じて召集する。

(会議の成立)

第12条 総会は会員の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立する。

(総会の審議事項)

第13条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 予算及び決算に関すること。

(2) 事業の計画及び実施に関すること。

(3) 後援会運営の大綱に関すること。

(4) その他後援会活動に必要とする事項

(議 決)

第14条 会長は、総会の議長となる。

2 総会の議事は、出席者（委任状を含む。）の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。ただし、後援会会則は、総会出席者の3分の2以上の同意がなければ変更することが出来ない。

(理事会)

第15条 後援会の事業を推進するため、理事会を置く。

2 理事会は必要に応じ、会長が召集する。

3 会長は、理事会の議長となる。

4 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長が決する。

(経 費)

第16条 後援会の経費は、会費、寄付金その他の収入を持って充てる。

(会 費)

第17条 第4条第1号の会員会費は、1人30,000円とし、納入は入学手続き時に一括して納入する。

2 一度納付した会費は、返還しない。

(会計年度)

第18条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監 査)

第19条 監事は、毎年1回事業及び会計帳簿の監査を行い、理事会及び総会に報告するものとする。

(細 則)

第20条 後援会の運営に関し必要な事項は理事会の議を経て、会長が定め総会に報告する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 17 年 4 月 1 日現在で 2 年生又は 3 年生である学生の保護者等である会員に係る会費については、第 17 条第 1 項の規定に関わらず 2 年生の保護者等である会員については 1 人 20,000 円、3 年生の保護者等である会員については、1 人 10,000 円とする。